

農業改良助長法の一部を改正する法律案要綱

第一 専門技術員及び改良普及員の一元化

一 専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化し、普及指導員は次に掲げる事務を行うものとする。

(一) 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。

(二) 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

(第八条関係)

二 普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、普及指導員に任用されることができないものとする。

(第九条関係)

第二 農業改良普及手当の上限規定の廃止等

農業改良普及手当の上限規定を廃止するとともに、その名称を普及指導手当とすること。

(第十一条関係)

第三 地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等

- 一 地域農業改良普及センターの必置規制を廃止し、都道府県は普及指導センターを設けることができるものとする。

- 二 普及指導センターは、普及指導員が第一の一の(一)及び二に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと等の事務をつかさどるものとする。

(第十二条関係)

第四 その他

一 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。ただし、特定の経過措置については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 普及指導員に関する経過措置

- (一) この法律の施行前にこの法律による改正前の農業改良助長法(以下「旧法」という。)の専門技術

員資格試験に合格した者は、この法律による改正後の農業改良助長法（以下「新法」という。）の普及指導員資格試験に合格した者とみなすものとする。

- （二） この法律の施行前に旧法の改良普及員資格試験に合格した者は、この法律の施行後三年間は、新法の普及指導員資格試験に合格した者とみなすものとする。
- （附則第四条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。